

関自旅二第1623号 平成27年2月10日

一般社団法人東京都個人タクシー協会会長 殿



タクシー業務適正化事業の着実・円滑な遂行について (指導員に対する暴力・暴言行為)

標記について、平成26年2月26日付け関自旅二第1713号をもって傘下会員事業者に対しまして、指導をお願いしたところでありますが、今般、公益財団法人東京タクシーセンター(以下「タクシーセンター」という。)より、平成26年12月19日に銀座乗車禁止地区内において街頭指導中の指導員が、指導対象の個人タクシー事業者から暴力・暴言行為を受けた旨の報告がありました。

このような事態は、タクシーセンターが行うタクシー業務適正化特別措置法に基づくタクシー業務適正化事業の支障となるばかりでなく、同法の目的である利用者の利便確保を阻害することに繋がるものであり、誠に遺憾であります。

今後同種事案が発生しないよう、再度、傘下会員事業者に対し、タクシーセンターが行うタクシー業務適正化事業の円滑・着実な実施を確保することの重要性について認識をさせるとともに、関係法令等の遵守について、周知徹底を図るよう指導方お願いします。